



環境省JCM資金支援事業のうち設備補助事業の 最新状況とポイントについて

第1回 令和7年度 二国間クレジット制度（JCM）の更なる促進に向けたセミナー

2025年9月17日

環境省地球環境局JCM推進室

境野 達也



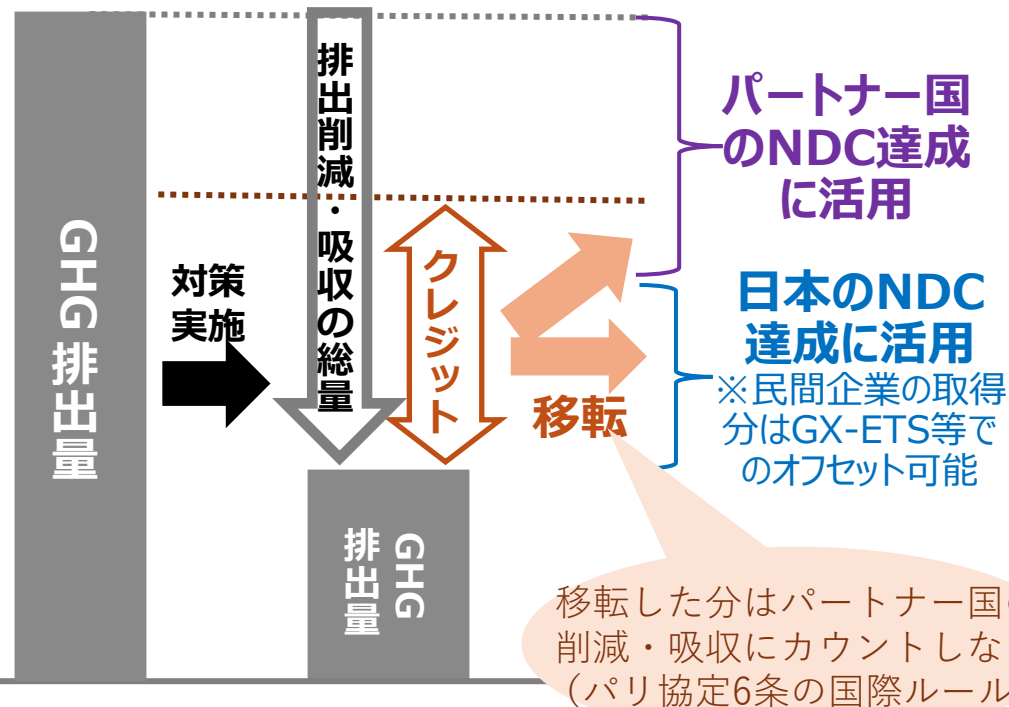
JCM THE JOINT CREDITING MECHANISM

JCMの概要

二国間クレジット制度（JCM）の概要

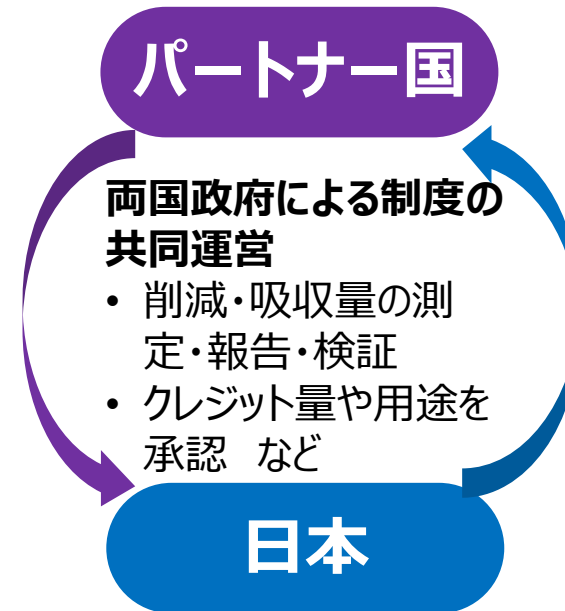
- JCMは、日本とパートナー国の中で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG※¹削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。
- 日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定6条に沿って行う（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減・吸収量に計上しない）。
- クレジットを原資として、脱炭素型のサービスを利用する際のパートナー国側のコスト負担を抑制しつつ、日本からの脱炭素投資を呼び込むことで、日本とパートナー国双方の削減・吸収量の増大に貢献するとともに、経済の活性化や持続可能な発展、さらに、質の高い炭素市場の構築にも貢献する。

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



※ 1 GHG : Greenhouse Gas

日本からの脱炭素投資



再エネ



省エネ



廃棄物



森林



農業※²

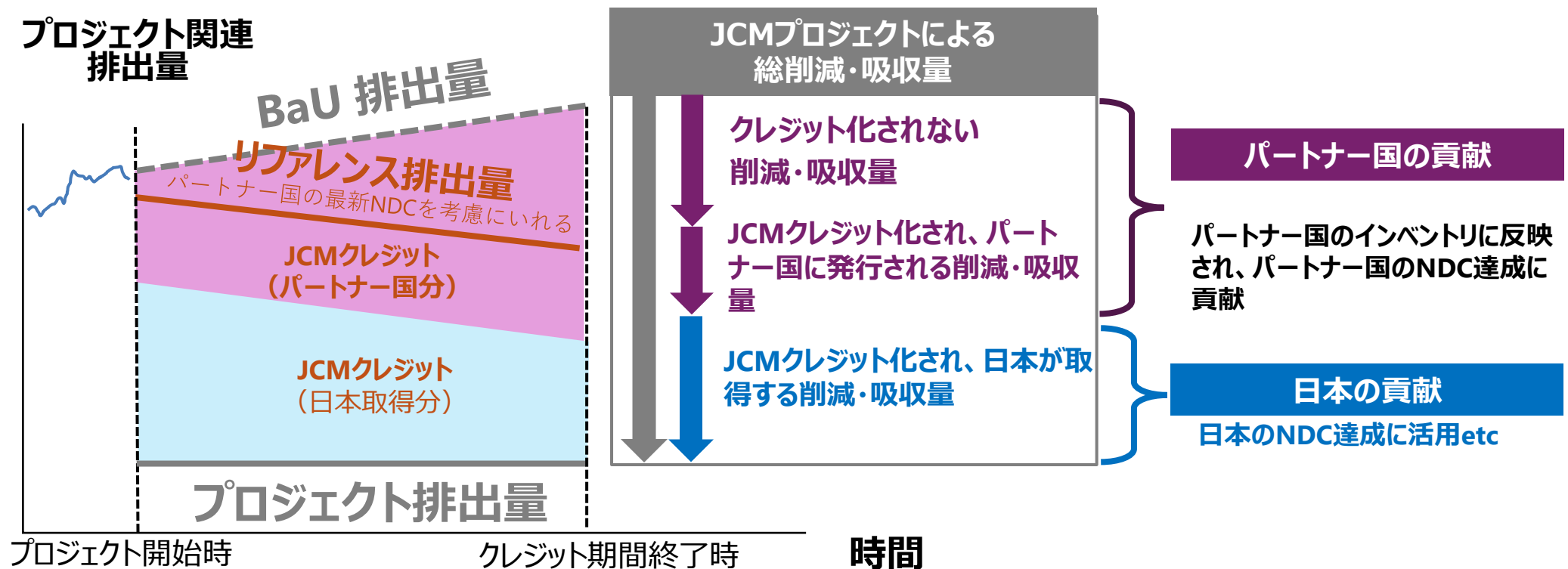


CCS※²

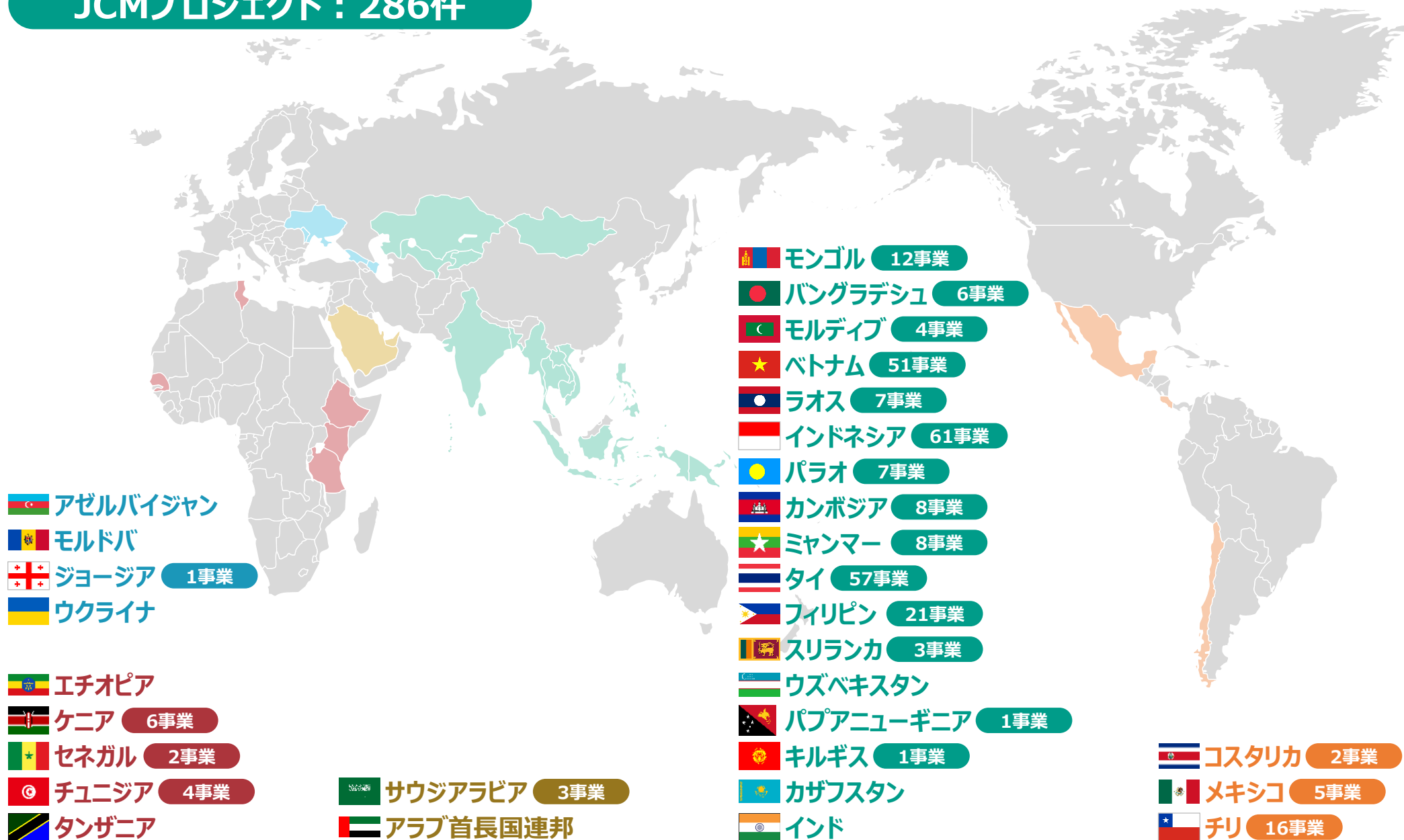
※ 2 個別PJは計画段階

(参考) JCMにおける削減・吸収量の考え方とクレジット

1. 全体の削減効果のうち、保守的に設定したリファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分がJCMクレジットとして発行される。リファレンス排出量はパートナー国の最新のNDCを考慮にしつつ設定される。
2. JCMプロジェクトによる全体の削減・吸収量の効果はBaU (Business as Usual) 排出量とプロジェクト排出量の差分であり、JCMクレジットとして発行されない分と発行される分からなる。いずれもパートナー国と日本のNDC達成に貢献するものである。
3. 各国政府とプロジェクト参加者への削減・吸収量の配分は、両国で構成される合同委員会において各主体の貢献を考慮にいれつつ協議し決定される。貢献としては、資金貢献に加え、技術供与や運営面での貢献も加味される。



JCMプロジェクト：286件

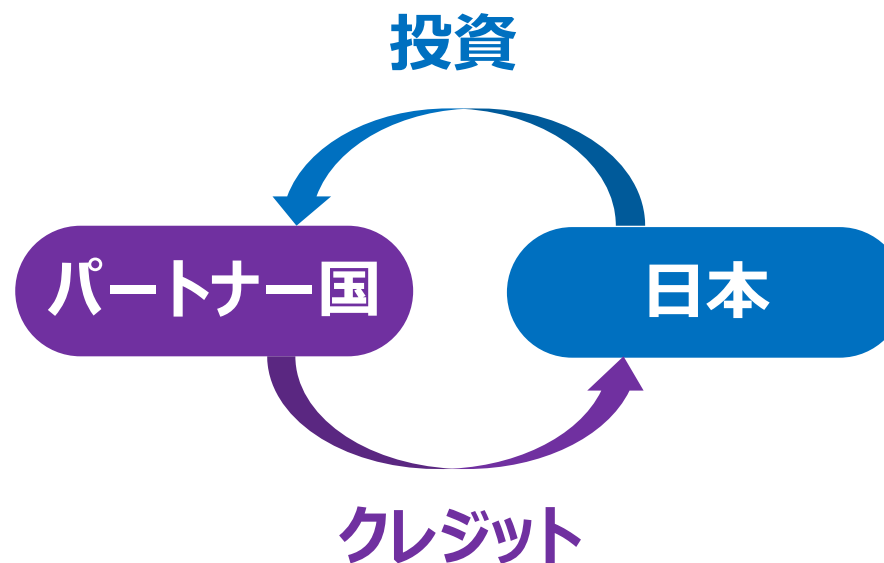


(参考) 二国間クレジット制度 (JCM) 活用のメリット例

- JCMは、クレジットをインセンティブとして脱炭素投資を呼び込む制度であり、多くの裨益がある。
 - パートナー国と日本の双方のNDC（GHG削減・吸収目標）達成への貢献やオフセット手法の確保
 - パートナー国における様々な脱炭素技術や製品の利用の初期負担の軽減
 - パートナー国と日本の双方の企業のビジネス・投資チャンスの拡大と経済の活性化
 - プロジェクトによるパートナー国の持続可能な発展（社会・経済・環境上の課題解決）への貢献

パートナー国への裨益

- 優れた技術や製品の利用の初期負担軽減
- NDC（GHG削減・吸収目標）への貢献
- クレジットの国内流通
- 新たなビジネスチャンスの開拓
- 大気汚染やインフラ整備等の社会・経済・環境上の課題解決



日本への裨益

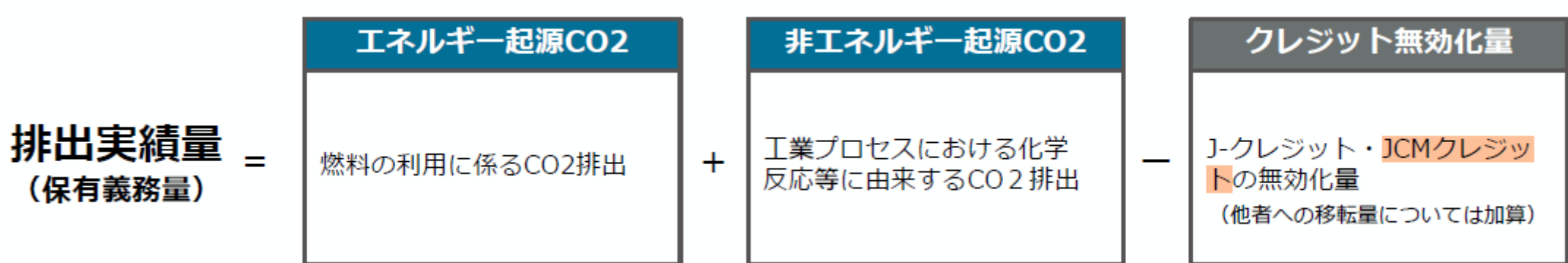
- 海外における新たなビジネス・投資チャンス
- クレジットのNDC（GHG削減・吸収目標）への活用
- 排出量のオフセットに活用（売却することでの収益化も可能）

民間企業が獲得したJCMクレジットの用途

- 企業が獲得したJCMクレジットは、自社の排出量を相殺するために活用が可能。
 - 義務的排出量取引制度（GX-ETS）における排出削減義務履行にあたっての活用
 - 温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）

GX-ETS

排出規模が直接排出で年10万tを超える企業は、2026年度に開始する排出量取引制度（GX-ETS）において、排出削減義務が課せられる。排出実績量の算定にあたり、JCMクレジットの無効化した量を算入することを認める方針。
→ コンプライアンス市場の誕生によるJCMクレジット需要の高まり



温対法・算定報告公表制度

SHK制度においては、排出量が年3,000トンを超える事業者に対して排出量の算定報告を義務付けており、JCMクレジットの無効化した量を控除（オフセット）する等によって調整することを認めている。

JCMにおけるクレジット発行までのプロセス・手続

	プロジェクト実施者	第三者機関 (TPE)	日本政府 事務局	合同委員会
PIN Project Idea Note	PINの作成・提出 →	—	→ 確認	→ No Objection 決議
Methodology 方法論	方法論の作成・提出 ※既存方法論を適用 できる場合は不要 →	—	→ 確認	→ 承認決議
PDD Project Design Document	PDD等の作成 →	Validation 妥当性確認	→ 確認	→ プロジェクト 登録
プロジェクト実施				
MRV Monitoring, Reporting, Verification	モニタリングの実施 → Monitoring Reportの作成 ←	Verification 削減量吸収量の検証	—	—
発行	クレジット発行申請 →	—	確認 発行	→ ↙ 発行決定

- JCMクレジット発行に当たり、初期段階ではPIN（事業構想書）、本格実施段階ではPDD（事業計画書）を作成し、クレジットの必要性や量について、両国政府と協議して同意を得ることが必要。

1. なぜJCMでそのプロジェクトを実施する必要があるか、納得感のある説明が必要

プロジェクト自体が、パートナー国へのNDC達成や持続可能な発展に貢献する内容であることは大前提であり、さらに、当該プロジェクトの特徴として以下のような点が重要になる（総合判断）。

① 当該プロジェクトが特に優れており、導入メリットが高いこと

- プロジェクトのアウトプットとして供給されるエネルギーや材の質の高さ
- 生産プロセスの効率の高さ
- 地元企業の参画、キャパシティや技術の習得による地域産業への裨益

② 実現するためにクレジットインセンティブが必要であること

- クレジット収入（補助金である場合を含む）が必要
- 技術的障壁、事例の乏しさ、認知度不足等
- メンテナンスや体制構築等の難しさ
- 国内での波及・横展開の高いポテンシャルが期待できる

2. 日本側へのクレジット発行移転量の前提となる日本側の貢献について、納得感のある説明

資金面の貢献をベースに、クレジット発行までのプロセス実施（の費用負担）、技術・キャパシティ面の貢献、ステークホルダー調整やO&Mなどの事業ソフト面への貢献などが考えられる。

※同様の観点からのパートナー国側の貢献も主張される。

環境省JCM資金支援事業のうち 設備補助事業の概要

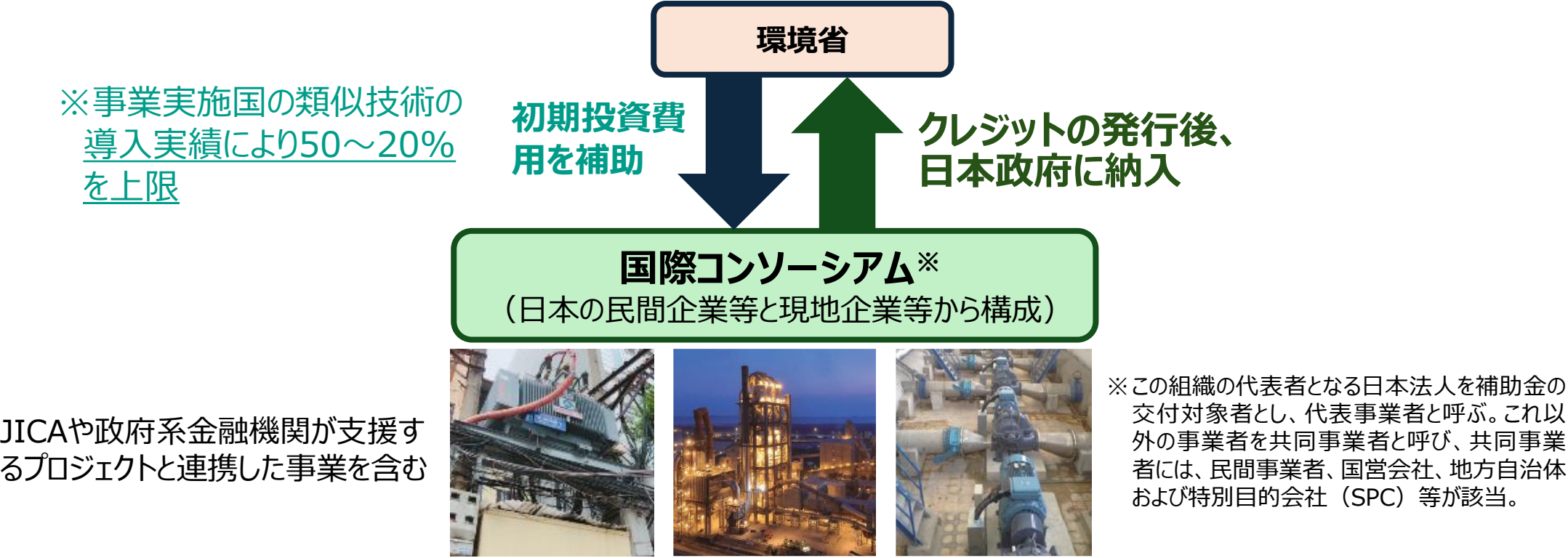
環境省による財政面・技術面等の支援措置 (2025年度政府予算)

【環境省】

- 1. 二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業**
- 2. アジア開発銀行（ADB）への拠出金：JCM日本基金（JFJCM）**
※国際メタン等排出削減等拠出金も含む
- 3. 国連工業開発機関（UNIDO）への拠出金**
※国際メタン等排出削減等拠出金も含む
- 4. 二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型JCM創出事業**
- 5. 案件開発／キャパビル／測定・報告・検証（MRV）の支援**

1. 二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業 JCM THE JOINT CREDITING MECHANISM

令和7年度予算：令和7年度から開始する事業に対して、3か年で **114億円** を想定



補助対象

エネルギー起源CO2排出削減のための設備・機器の導入（工事費、設備費、事務費等含む）

事業実施期間

最大3年間（補助交付決定を受けた後に設備の設置工事に着手し、3年以内に完工すること。）

補助対象要件、審査項目、責務等

- 費用対効果及び投資回収年数を審査項目として確認。
- 一部の技術・国を除き原則として費用対効果**4千円/tCO₂**
- 投資回収年数については、**3年以上**を目安。
- 代表事業者は、導入する設備の購入・設置・試運転までを行い、**GHG排出削減量のMRV（測定・報告・検証）を実施。**

4. シナジー型JCM創出事業

2次公募実施中：令和7年8月7日(木)から同年10月7日(火)

令和7年度予算：1.4億円

1. 背景・目的

JCMパートナー国における相乗的アプローチによるシナジー型JCMの創出により脱炭素社会を実現する。

2. 対象技術

- 脱炭素だけではなく、大気汚染、フロン対策等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す。
- 事業の実現に向けて、JCMパートナー国において技術実証を実施し、シナジー型JCMプロジェクトを実現し、また、得られたシナジー型プロジェクトの知見をJCM全体の進め方の改善に活用する。

3. 支援対象範囲

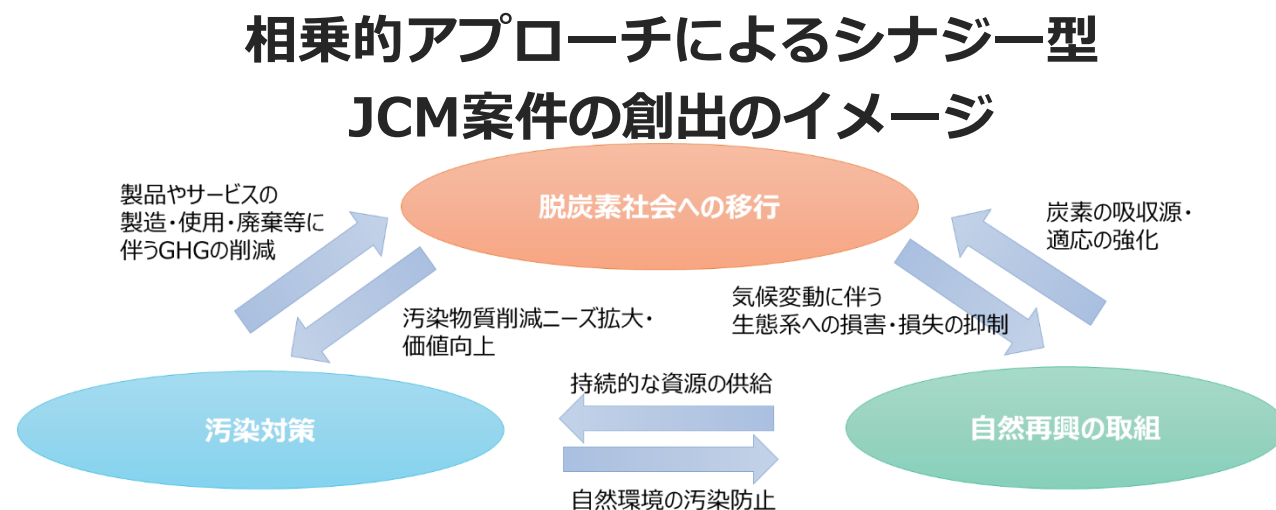
- 実証に要する人件費、設備費等
- 資金調達、許認可のための調査費等

4. 補助率

中小企業法での中小企業者は2/3
それ以外は1/2

5. 事業の特徴

- 大気汚染やフロン対策等の環境課題・社会課題を同時に解決するシナジー型プロジェクトの支援を行う。脱炭素社会への道筋をつけることで気候変動と環境問題等の同時解決を目指すシナジー型のアプローチの追及を目指すものである。
- また、実証された技術を用いたプロジェクトの実施を促進し、実証期間の終了後、数年以内に、JCM設備補助事業を活用した事業化につなげることを目指す。



5. 環境省による案件開発／キャパビル／MRVの支援



情報発信・能力構築・制度運営

- ウェブサイト、セミナー等
- パリ協定6条/ETFに関する情報発信、各国のキャパシティビルディング
- JCM事務局運営（JC開催、PIN・提案方法論・PDD確認等）



プロジェクト形成／マッチング支援

- JCMグローバルマッチ
- 案件相談
- 都市間連携事業
- JCM実現可能性調査



プロジェクト支援

- JCM設備補助事業
- ADBへの拠出（JCM日本基金（JFJCM））
- UNIDOへの拠出
- 実証事業等



MRV支援、登録簿整備

- MRV支援（方法論構築、PDD作成、TPEによる妥当性確認、検証等）
- 登録簿構築、運用

環境省JCM資金支援事業 案件一覧 (2013～2025年度)

2025年9月12日時点



パートナー国合計：270件採択(22/31か国)

(●設備補助: 249件 (エコリース7件含む), ▲F-gas: 4 件, ■ADB: 10 件, ■UNIDO: 3 件, ●新技術: 2件, ◆ REDD+: 2 件)

運転開始(下線の案件)：214件

JCMプロジェクト登録(※の案件)：83件



JCMを活用して実施中の既存プロジェクトの例

省エネルギー



ボイラー・冷凍機・太陽光発電
(タイ) 関西電力



熱媒ヒーター (インドネシア)
フマキラー



チラー・調光型 LED (ベトナム)
東急



貫流ボイラー (インドネシア)
DIC



チラー・空調機・太陽光発電
(インドネシア) 裕幸計装



調光調色型 LED 照明
(ベトナム) 遠藤照明



ガスコージェネレーション・冷凍機
(タイ) 関西電力

再生可能エネルギー



もみ殻発電 (チリ)
アジアゲートウェイ



小水力発電 (インドネシア)
NiX JAPAN



バイナリー地熱発電 (フィリピン)
三菱重工業



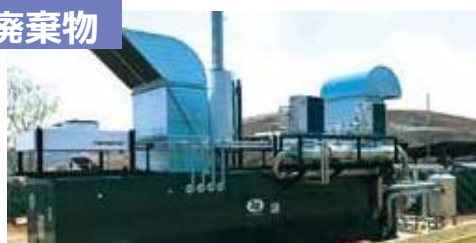
太陽光発電 (タイ) 自然電力

森林



REDD+ (ラオス、カンボジア)

廃棄物



メタンガス回収発電 (メキシコ)
NTT データ経営研究所



廃棄物発電 (ベトナム)
JFE エンジニアリング

交通



公共バスCNG 混燃設備
(インドネシア) 北酸

JCM環境省資金支援事業での採択実績件数の内訳

- ◆ これまで18か国で283件の技術の採択実績がある。
 - ※1プロジェクトで複数技術を導入することがあるため、プロジェクト数よりも多くなる。
- ◆ 内訳としては、再生可能エネルギー58%、次いで省エネルギー33%で大部分を占めている。

2025年9月現在

廃棄物(5件) 2%

- ・廃棄物発電
- ・メタン回収発電

交通(3件) 1%

- ・デジタルタコグラフ
- ・リーファーコンテナ
- ・CNGディーゼル混燃バス

REDD+(2件) 1%

- ・焼畑抑制

フロン(4件) 2%

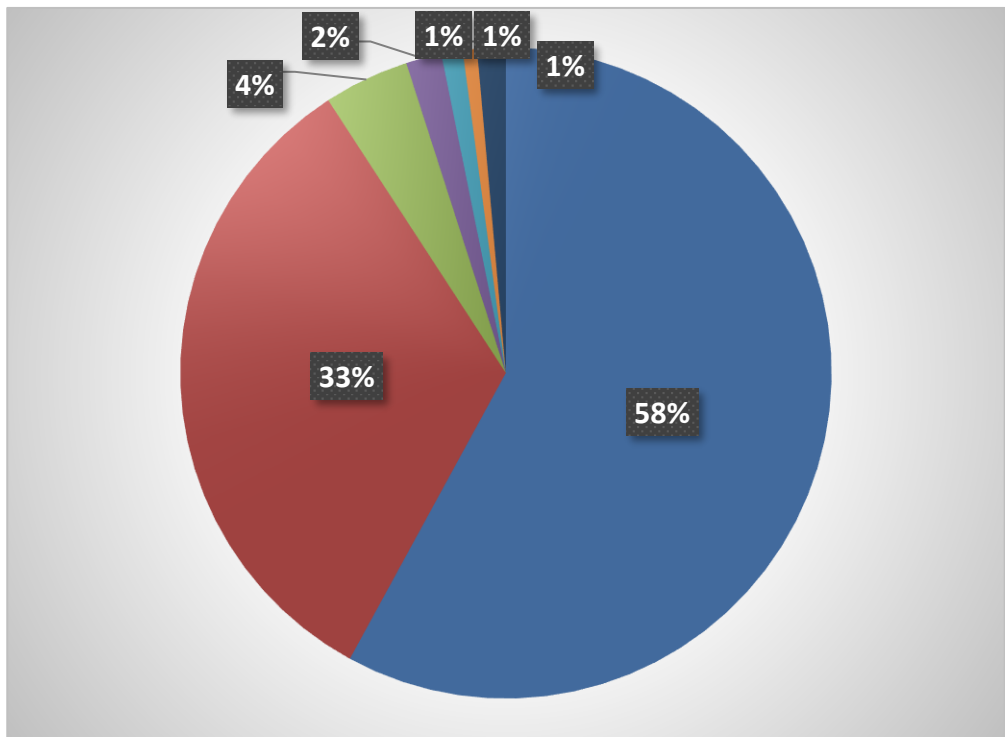
- ・フロン回収・破壊

エネルギーの有効利用(12件) 4%

- ・廃熱利用発電
- ・ガスコジェネ 等

省エネ(93件) 33%

- ・ボイラ
- ・空調、エアコン
- ・冷凍機、チラー
- ・変圧器
- ・LED 等



再エネ(164件) 58%

- ・太陽光発電
- ・小水力発電
- ・風力発電
- ・バイオマス発電
- ・地熱発電 等

参考) 設備補助事業の採択事例 (R6-R8年度) ①

	パートナー国	プロジェクト名	代表事業者	想定GHG削減量 (tCO2/年)
1	チリ共和国	ランカグア市における12MW太陽光発電・41MWh蓄電池導入プロジェクト	ファームランド株式会社	9,682
2	タイ王国	化学工場へのバイオマスコージェネレーションシステムの導入	日鉄エンジニアリング株式会社	48,429
3	タイ王国	アルミンゴット工場への高効率システム導入による生産性改善	株式会社大紀アルミニウム工業所	4,009
4	モンゴル	ドルノゴビ県エルデネにおける15MW太陽光発電・80MWh蓄電池導入プロジェクト	アジアゲートウェイ株式会社	16,396
5	インドネシア	自動車部品工場への0.8MW屋根置き太陽光発電システムの導入	関西電力株式会社	681
6	パラオ	リゾートホテルにおける0.6MW太陽光発電システムおよび0.3MWh蓄電池の導入	シードおきなわ合同会社	506
7	インドネシア	自動車ガラス製造工程における省エネプロジェクト	AGC株式会社	10,715
8	インドネシア	食品工場及び自動車部品工場への1.5MW屋根置き太陽光発電システムの導入	関西電力株式会社	1,244
9	カンボジア	プルサット州クラコー地区における20MW太陽光発電プロジェクト	ミネバアミツミ株式会社	14,135
10	カンボジア	プルサット州における10MW太陽光発電・3MWh蓄電池導入プロジェクト	中国電力株式会社	7,975

参考) 設備補助事業の採択事例 (R6-R8年度) ②



	パートナー国	プロジェクト名	代表事業者	想定GHG削減量 (tCO2/年)
11	フィリピン	ルソン島ピアピ川における4.5MW小水力発電プロジェクト	株式会社TOKAI	13,701
12	タイ	アユタヤ県バンパインにおける104MW太陽光発電・129MWh蓄電池導入プロジェクト	ミネバアミツミ株式会社	43,577
13	タイ	ロップブリ県における48MW太陽光発電・60MWh蓄電池導入プロジェクト	ミネバアミツミ株式会社	21,545
14	タイ	包装工場への太陽光発電・ヒートバッテリーの導入	東京センチュリー株式会社	2,969
15	チュニジア	シディブジッド地域における100MW太陽光発電プロジェクト	株式会社ユーラスエナジーホールディングス	91,118
16	インドネシア	鋼線製品工場への2.7MW太陽光発電システムの導入	東京センチュリー株式会社	2,173
17	インドネシア	自動車部品工場への0.7MW屋根置き太陽光発電システムの導入	関西電力株式会社	545
18	インドネシア	西ジャワ州の工場におけるバイオガスへの燃料転換事業	株式会社SDGインパクトジャパン	17,233

※参考

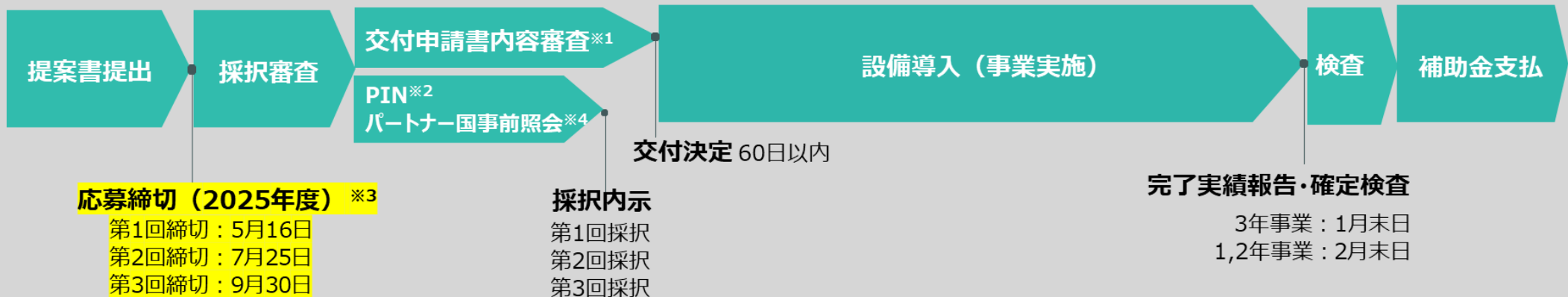
- ・事例紹介 | 二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))
- ・令和6年度から令和8年度「二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業」の第八回採択案件の決定について | 報道発表資料 | 環境省

設備補助事業公募・採択のポイント

JCM設備補助事業のフロー

応募提案

補助事業開始



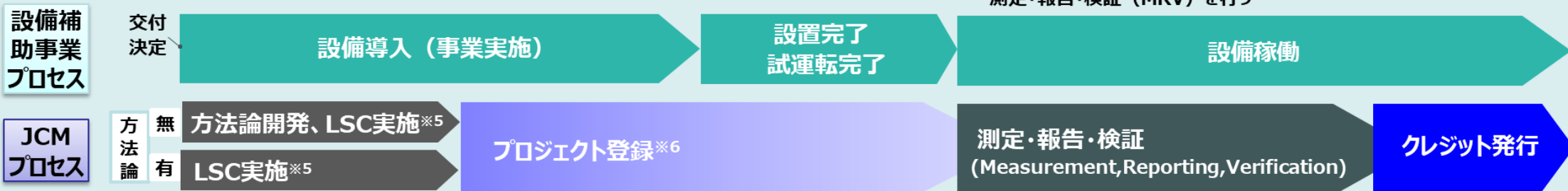
※1 採択後 60 日以内に交付決定できるよう、交付申請書は採択後 30 日以内に提出のこと

※2 PIN (Project Idea Note): プロジェクトの概要を相手国側へ説明し、異議の有無を確認するための資料

※3 第1回目、2回目応募案件が不採択となった場合、不採択理由の要件が満たされれば同一年度内に再応募可能

※4 ヒアリング実施後できるだけ早く、その時点で不採択と判断された案件以外についてはPINの要約版をパートナー国に送付し、応募案件についてのパートナー国の理解を深めてもらう

JCM制度に基づくクレジット発行までの設備補助事業におけるプロセス



※5 方法論開発とLocal Stakeholders Consultation(LSC)は事業開始後、早期に着手すること

※6 プロジェクト登録は、事業完了後1年以内が期限の原則

設備の設置・試運転完了の後、温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証 (MRV) を行う

★早期JCM クレジットの発行を目指して進める。

ポイント1：代表事業者の要件

以下にあげる、補助事業を的確に遂行するに足る次に示す点に関し、能力・実施体制が構築されていること。

- 補助事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有すること
- 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること
- 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せること
- 事業の対象となる脱炭素技術について理解し、事業の実施を管理する能力を有すること
- 共同事業者と合意のもと、事業実施に関する十分な体制が構築されていること
- **補助金の返還能力を有すること**
- **補助事業（MRV実施期間を含む）への対応が継続的にできること**

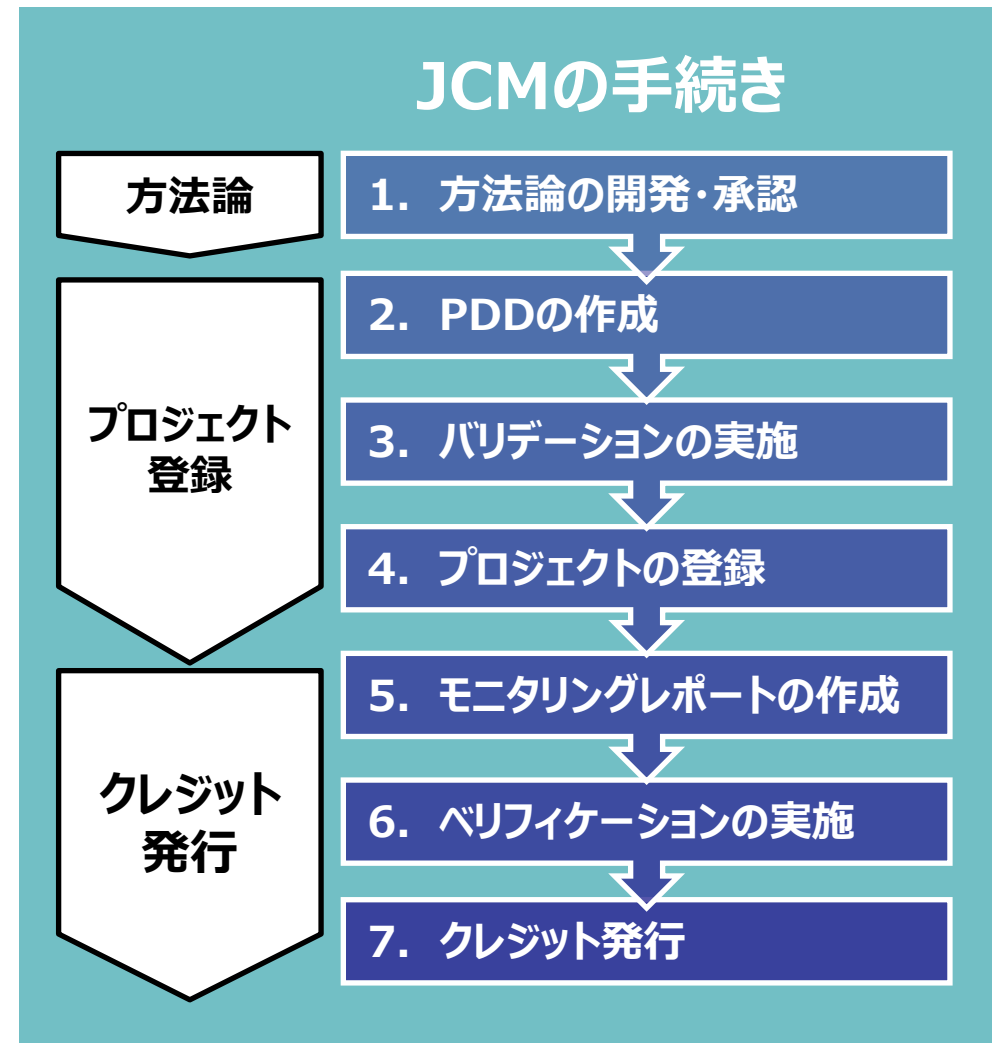
ポイント2：MRV期間

- **「クレジット期間（10年固定）もしくは法定耐用年数のいずれか短い方の期間」とする。**
- 但し、取得財産の管理は法定耐用年数期間で不変。
- なお、MRV実施期間中にセンターの指示に従わない場合、交付の目的に反する行為とみなされ、財産処分（補助金で導入した設備の目的外使用）に該当すると判断され、補助金返還を求められる可能性あり。

ポイント3：JCMクレジット獲得に係るプロセス

- 交付決定後できるだけ早く、PDD作成（承認済み方法論がない場合は承認済み方法論の作成）の準備・調整に着手するとともに、原則として、遅くとも補助事業の完了した日から1年以内までを目途に合同委員会へのプロジェクト登録申請まで行うこととする。

補助事業が完了しても、JCMの手続きを進め、想定されているクレジットが発行されなければ補助事業の意義が満たされたことにならない。このため、右記の手続きにおける代表事業者の対応が必須。



ポイント4：入札案件

- パートナー国政府又は国有企業等による入札事業である場合、あるいは固定価格買取制度（FIT:Feed in Tariff）が適用される場合、事業者自らが「**パートナー国政府から日本政府へのクレジット移転の合意を取りつけている**」ことを採択条件とする。

ポイント5：太陽光発電単独事業（蓄電池なし）

- R6年度までに太陽光発電単独事業の採択件数が3件に達しているパートナー国においては、太陽光発電単独事業の応募を受け付けない。
- ※ **シリコン型電池**のみ対象。ペロブスカイト型は別技術とみなし、引き続き受付を継続予定。

■ 採択件数が3件に達している国（2025年度公募情報）

技術	モンゴル	ケニア	ベトナム	ラオス	インドネシア	パラオ	カンボジア	チリ	タイ	フィリピン	スリランカ
	MN	KE	VN	LA	ID	PW	KH	CL	TH	PH	LK
太陽光発電	5	4	16	3	11	5	4	12	24	11	3

■ 太陽光以外の類似技術件数と補助率の上限

事業を実施する国における「類似技術」のこれまでの採択案件数	0件 (初の導入事例)	1件以上 3件以下	4件以上 7件以下	8件以上 9件以下	10件以上
補助率の上限	50%	40%	30%	20%	不採択

事業遂行における問題の要因と成功の秘訣

項目	問題の要因	成功の秘訣
事業計画	× 政府と現地企業のニーズと能力に合致せず、代表事業者側だけで決めている	○ 両国の政策と現地企業のニーズに合致している
相手国政府の事業把握	× 事業実施計画が事前に相手国政府に共有されていない	○ 相手国政府関係機関に事前に事業内容を説明し、事業に対する理解を得ておく
実施体制	× 各団体の役割が不明確であり、事業実施について書面で意思表示できていない × 現地企業との顧客関係が逆転していたり、現地企業をグリップできていない	○ 各団体の役割が明確であり、事業実施について意思決定できている ○ 代表事業者と共同事業者が良好な関係を構築し、タイムリーなコミュニケーションを実施する
資金調達	× 資金調達契約が不完全である × 代表事業者が共同事業者の支払能力や借入条件を把握していない／満たしていない	○ ファイナンスクローズまでの手続きが明確である ○ 現地企業の借入れ能力を超えていないことを代表事業者が確認済
関連法規制・許認可	× 必要な許認可が特定できていない、または許認可取得に要する期間を把握できていない × 許認可の実績や規制動向などの情報に疎い	○ 関連法令及び許認可を確認できており、必要な取得手続き及び所要期間を把握している ○ 実績が豊富で、当局との信頼関係が構築できている
スケジュール	× スケジュールの遅延リスクが考慮されていない × 無理やり設備補助事業期間内に完了させるスケジュールにしている	○ クリティカル・パスを把握し、余裕をもった事業スケジュールを作成する ○ 事業完了に無理がないようタイムリーに応募提案する

PINプロセスの重要性

- 補助金の採択プロセスで採択候補となった後、JCMプロセスとしてPIN（Project Idea Note）を相手国に送付し、案件への異議がないことを確認する必要あり（No Objection）
- タイムコントロールが難しい部分のため、相手国政府側（合同委員会メンバーの省庁の賛同が必要）に事業の事前説明を行うことが推奨される

○ 応募提案

○ 補助事業開始



Project Idea Note for JCM Project (Provisional Draft) 環境省 JCM 設備補助事業の記入指針及び記入例

PIN reference number	(For the secretariat use only)
----------------------	--------------------------------

All the information described in this document is at the pre-implementation stage and may change as the project develops. (入力フォントは Times New Roman でお願いします)

1. Basic project information	
1.1. Date of Submission	16/05/20XX (公募提案書の提出日 形式は dd/mm/yyyy)
1.2. Partner country (A host country where the planned project is located)	Country A (正式国名を確認の上記載する。パートナー国については別資料（パートナー国名一覧表）参照のこと。)
1.3. Title of the planned project (Should be self-explanatory and clearly indicate the activity leading to GHG emissions reductions / removals)	30MW Binary Power Generation Project at XX Region, North XYZ Island (公募提案書の英語事業名と一致すること、なお、事業名に国名は含めない。)

The Joint Committee makes the result publicly available, including the PIN reference number, the name of the planned project, the date of submission in the above, and the reason for objection when the Joint Committee objects to the planned project described in the PIN through the JCM website.

2. Project participants and contact information	
2.1. Representative Japanese participant for the project and its roles in the project	(For identification of the person in charge for the project in terms of communication)

記入内容

1. Basic project information
2. Project participants and contact information
3. Project information（技術、削減量、など詳細）
4. Financial contribution
5. Implementation structure 等

→「なぜJCMでそのプロジェクトを実施する必要があるか」、「日本側へのクレジット発行移転量の前提となる日本側の貢献があるか」といったことについて納得感のある説明が必要。

国別の留意事項

共通の留意点

- 相手国の国内制度や採択時点での当該国の情勢を踏まえ、採択を留保等する場合があります。

タイ・スリランカ案件

- ポジティブリストに掲載されている技術を原則優先。
- ポジティブリストに掲載されていない技術でも応募は可能。採択に時間を要する可能性あり。

その他の国別状況

★タンザニア

→ 5月に新規署名！

★インド

→ 8月に新規署名！

★インドネシア

→ 日・インドネシアJCM及びインドネシア国内クレジット制度に関する両国環境省間の相互承認取決め（MRA）、6条対応ルール済み、JCM CCS/CCUSガイドライン採択済み。

★ベトナム

→ 7月に現地でハイレベルフォーラムを実施。まもなく国内法令措置完了見込み。

★フィリピン

→ 6条対応のルール類及び植林・REDD+ガイドラインまもなく採択見込み。

パートナー国との 6 条対応JCMルールの採択状況

(As of August 2025)

Country	Adoption (mm/yyyy)
Mongolia	
Bangladesh	
Ethiopia	
Kenya	
Maldives	
Viet Nam	
Laos	
Indonesia	Dec. 2024
Costa Rica	
Palau	
Cambodia	

Country	Adoption (mm/yyyy)
Mexico	
Saudi Arabia	
Chile	
Myanmar	
Thailand	Sep. 2024
Philippines	
Senegal	May 2024
Tunisia	Jun. 2023
Azerbaijan	
Moldova	Sep 2024

Country	Adoption (mm/yyyy)
Georgia	Jan 2024
Sri Lanka	Oct 2023
Uzbekistan	Feb. 2025
PNG	Mar. 2025
UAE	
Kyrgyz	May. 2025
Kazakhstan	Jan. 2025
Ukraine	
Tanzania	
India	

パートナー国におけるJCM承認・初期報告の対応状況

Country	JCM Authorization	Initial Report
Mongolia	△Finalization	☆Submitted
Bangladesh	△Finalization	○Ready
Ethiopia	△Internal Process	△Reviewing
Kenya	△Internal Process	△Reviewing
Maldives	○Done	☆Submitted
Viet Nam	△Internal Process	△Reviewing
Laos	△Internal Process	△Reviewing
Indonesia	△Internal Process	△Reviewing
Costa Rica	□	□
Palau	○Ready	○Ready
Cambodia	○Ready	○Ready
Mexico	□	□
Saudi Arabia	□	□
Chile	△Internal Process	△Reviewing
Myanmar	□	□
Thailand	○Ready	○Ready

Country	JCM Authorization	Initial Report
Philippines	○Ready	○Ready
Senegal	△Internal Process	△Reviewing
Tunisia	○Ready	○Ready
Azerbaijan	□	□
Moldova	△Internal Process	△Finalization
Georgia	△Internal Process	△Reviewing
Sri Lanka	△Internal Process	△Reviewing
Uzbekistan	△Internal Process	△Reviewing
PNG	○Ready	○Ready
UAE	□	□
Kyrgyz Republic	□	□
Kazakhstan	△Internal Process	△Reviewing
Ukraine	△Internal Process	△Reviewing
Tanzania		
India		

○= Submitted to UNFCCC, △= In progress, □=A6IP provided its draft

【参考】JCMウェブサイト

URL: <https://www.jcm.go.jp/>

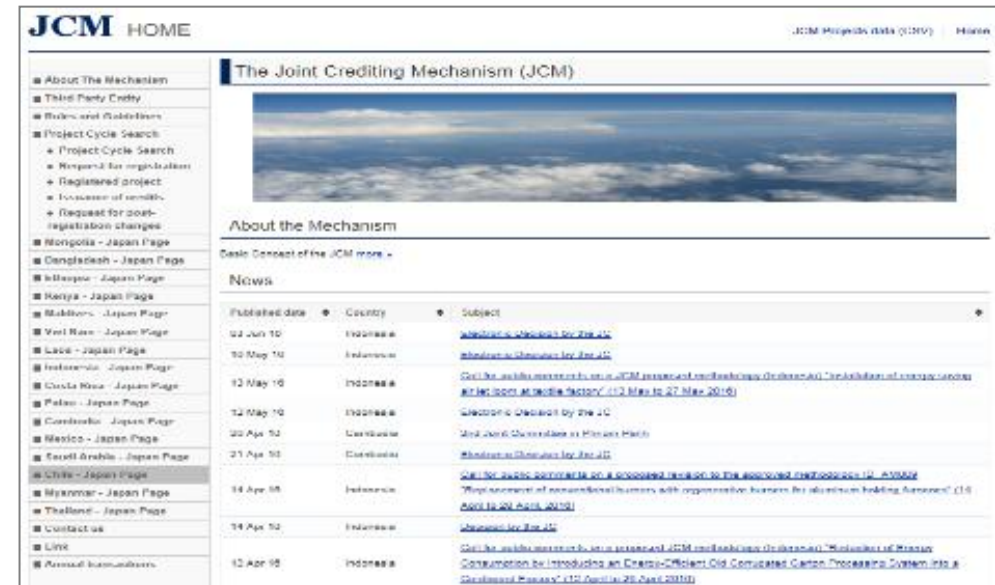
内容

- 一般情報ページ
- 各パートナー国とのページ

機能

- 例えば下記の事項に関する情報公開
 - ・ JCによる決定
 - ・ ルール・ガイドライン類
 - ・ 方法論、プロジェクト
 - ・ JCMクレジット発行
 - ・ パブリックインプット／コメントの募集
 - ・ TPEの状況、等
- 合同委員会メンバーによる内部の情報共有。例えば、
 - ・ 電子決定のためのファイルの共有

▼一般情報ページのイメージ



▼各パートナー国とのページのイメージ



執行団体による応募サポート

- 補助金執行団体の地球環境センター（GEC）にて、事業相談を通年で受け付けています（一部審査期間中を除く）

具体的なポイントを分かり易くアドバイス致します。

送付先：
jcm-info@gec.jp（設備補助の相談）
info@jcm.go.jp（設備補助を使わない場合）

公募情報

→[公募情報](#) | [二国間クレジット制度](#)
(Joint Crediting Mechanism (JCM))

➤ 応募相談でのご助言内容（設備補助を使うかどうかにかかわらず共通）

- ✓ 各国NDCにおける対象技術の確認
- ✓ PINの書き方のポイント
- ✓ GHG排出削減量の計算方法

➤ 応募相談による支援内容（設備補助に特化した内容）

- ✓ 国際コンソーシアム、実施体制の確認
- ✓ 法定耐用年数、補助率、費用対効果
- ✓ 資金調達見込み、許認可取得状況
- ✓ 補助金の必要性・採算性の説明
- ✓ 応募時期、事業スケジュールの妥当性

「応募相談シート」に貴社事業の内容・取組み状況を記載し、送付ください。